

コンピュータを使った法学試験

伊 藤 博 文

はじめに

1. IT環境
 - 1-1. 政府の施策
 - 1-2. 教育におけるコンピュータの普及
 - 1-3. 世代間の特徴
2. 手書き vs. コンピュータによる文書作成
 - 2-1. 文書作成効率対比
 - 2-2. メリット
 - 2-3. デメリット
 - 2-4. 手書き, キーボード, 携帯電話
3. 試験におけるコンピュータ利用
 - 3-1. 試験とは
 - 3-2. 試験の種類と行い方
 - 3-3. コンピュータによる受験での問題点
 - 3-3-1. 不正行為防止
 - 3-3-2. 受験する場
4. CBLT (Computer Based Legal Testing)
 - 4-1. コンピュータによる試験
 - 4-2. CBLTの提案
 - 4-2-1. バイオメトリクス認証
 - 4-2-2. 司法試験の現状
 - 4-2-3. コンピュータを使った司法試験
 - 4-2-4. 大学の講義における定期試験

おわりに

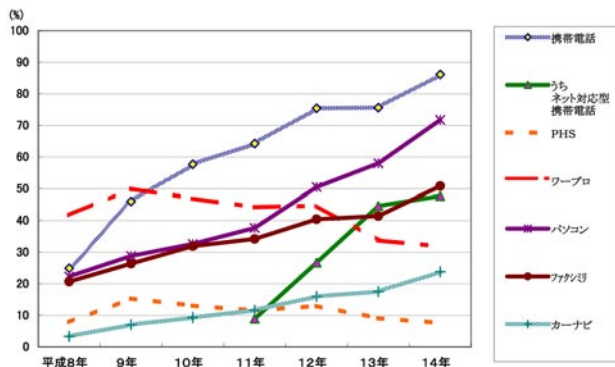
はじめに

コンピュータの普及は、文書作成環境に大きな変化をもたらしている。ワープロ専用機¹⁾もしくはコンピュータ上で動作するワープロソフトウェア²⁾を使って文書作成をすることが多くなり、コンピュータを使った文書作成は、これまでの手書きに比べて文書作成効率が格段に向上してきている。また一方、インターネットに代表されるようなネットワーク環境の普及が、新しい教育手法を生み出している。たとえば、今後普及が予想されるeラーニング³⁾に代表されるように、遠隔地教育手法を使った教育環境の下では、コンピュータを使った

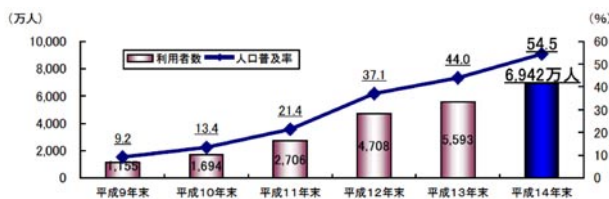
学習評価を行うことが重要視されつつある。特に、コンピュータを使った試験について検討することは、これまであまり研究されてこなかった。そこで、本稿では、コンピュータおよびネットワーク環境を使った試験(CBT: Computer Based Testing)とは、どのようなものであり、どのようなことが可能となり、どのような問題点があるのかを考察することを目的としている。そして、法学学における試験において、コンピュータを積極的に使うことを提言したい。

1. IT環境

コンピュータおよびコンピュータ上で繰り広げられるネットワーク環境(特にインターネット)の普及は爆発的であり、今後も普及度は加速度的に速まると予想されている。総務省の平成14年「通信利用動向調査」によれば、グラフ2に示されるように、日本のインターネット利用者数は6,942万人であり、人口普及率54.5%に達したとされる。これは、日本は米国に次ぐ世界第2位のインターネット人口を持つことになり、人口普及率は、世界で10位となる。また、個人におけるブロードバンド回線の利用も対前年比14.7ポイント増の29.6%と、約2倍に増加したとされている。



グラフ1 総務省『情報通信白書』より



グラフ2 平成14年通信利用動向調査の結果

- 1) グラフ1に示されるように、ワープロ専用機は平成12年ころよりパソコン上で動くワープロソフトに取って代わられつつある。しかし高齢者には単機能であるワープロに対する人気は高い。
- 2) 代表的なソフトウェアとしては、マイクロソフト社のWord、ジャストシステム社の一太郎がある。
- 3) 先進学習基盤協議会(ALIC)『eラーニング白書2002/2003年版』オーム社(2002年)37頁以下参照。

1-1. 政府の施策

コンピュータ化された社会環境を生み出す原動力の一助になっているのが、政府の「e-Japan戦略」⁴⁾である。これは、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことが目標⁵⁾とされ、続く「e-Japan戦略II」では、「社会全体が元気で、安心して生活でき、新しい感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」となることが戦略の大目標とされている。この目指すべき「世界最先端のIT国家」かつ「元気、安全、感動、便利」社会とは、これまで培われた

基盤の上で、ITを経済・社会のあらゆる局面に効果的に利活用し、国際社会の中で、豊かで安心できる国民生活や、事業活動が実現でき、それとともに新たな文化が興り、感動が生み出される社会を生み出すこととされている。

政府が目指すものは、インターネットに代表されるような基幹ネットワーク、つまり交通網でいえば基幹高速道路は、e-Japan戦略により完成をみたので、あとはこの高速道路上を流れるコンテンツを充実させることにより、IT革命の恩恵を社会

表1 学校における情報教育の実態等に関する調査結果（文部科学省）

2. インターネットへの接続状況

(1) 学校の接続状況等

（平成15年3月31日現在）

学校種	学校数 (A)	インターネット 接続学校数 (B)	学校インター ネット接続率 (B/A) %	学校のインターネット接続先			
				民間プロバイダ	公的機関		その他
				自治体ネット ワークセンター	教育センター等		
小学校	校 (23,251) 23,094	校 (22,594) 22,944	% (97.2%) 99.4%	校 (12,189) 11,566	校 (3,024) 4,051	校 (7,178) 7,095	校 (203) 232
中学校	(10,357) 10,331	(10,271) 10,312	(99.2%) 99.8%	(5,443) 5,159	(1,289) 1,690	(3,407) 3,327	(132) 136
高等学校	(4,139) 4,118	(4,103) 4,115	(99.1%) 99.9%	(1,771) 1,143	(329) 363	(1,871) 2,540	(132) 69
中等教育学校	(1) 2	(1) 2	(100.0%) 100.0%	(0) 0	(0) 1	(1) 1	(0) 0
特殊教育諸学校	盲学校 (68) 68	(67) 68	(98.5%) 100.0%	(23) 19	(6) 4	(35) 45	(3) 0
	ろう学校 (105) 104	(104) 104	(99.0%) 100.0%	(33) 21	(6) 8	(62) 73	(3) 2
	養護学校 (757) 757	(741) 755	(97.9%) 99.7%	(291) 202	(51) 64	(387) 484	(12) 5
	小計 (930) 929	(912) 927	(98.1%) 99.8%	(347) 242	(63) 76	(484) 602	(18) 7
合計	(38,678) 38,474	(37,881) 38,300	(97.9%) 99.5%	(19,750) 18,110	(4,705) 6,181	(12,941) 13,565	(485) 444

注1) 上段（ ）書きは、前年度の数値を表す。

注2) 「インターネット接続先」において、公的機関に接続する学校は、教育センター等においてセキュリティの確保や有害情報のフィルタリングを行った上で、インターネットに接続するものである。

4) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>>参照。

5) 2005年までに世界最先端のIT立国を目指すとしているe-Japan戦略もあと1年足らずとなっているが、世界経済フォーラム（The World Economic Forum<<http://www.weforum.org/>>）のデータによれば、日本のIT対応度は、世界102ヶ国・地域の中で12位である。これは日本がいくら努力しても、諸外国はそれ以上に努力しIT国家を目指しているからである。2005年までに「世界最先端」となるのは困難と思われる。

に広げていこうというものである。よって、今後もネットワーク技術を活用した新しいシステムが様々な分野に浸透していくこととなる。

1-2. 教育におけるコンピュータの普及

教育情報ナショナルセンター (NICER)⁶⁾によれば、「学校教育の情報化推進計画」により、平成17年度までに、すべての小中高等学校等が各学級の授業においてコンピュータを活用できるようにするため、すべての普通教室にコンピュータを整備し、また、学校のインターネット接続の高速化を推進するとしている。学校におけるコンピュータの普及率は、表1に示されるように、ほぼ100%を達成しているが、表2が

示すように、これはコンピュータ室とか情報処理室といった特別室における普及度である。真のITを活用した教育が実現するためには、公立学校における普通教室にインターネット接続されたコンピュータが導入され、さらに児童・生徒一人ずつにコンピュータが利用できる環境が望ましいが、まだ道のりは遠いようである。

しかしながら、やがてこのような環境が整えば、学校教育のあり方も変わっていくこととなり、IT活用スキルの基本を初等教育段階で学んだ児童・生徒ならば、遠隔地教育や、より高度なITを使った教育に容易にとけ込んでいくこととなり、社会における文書作成環境が紙から電子文字へとシフトしていくこととなり、ひいては大学にお

表2 学校における情報教育の実態等に関する調査結果 (文部科学省)

(3) ネットワーク対応状況 (設置場所別台数 合計)

(平成15年3月31日現在)

合 計	教室等数		左の割合 B/A	Aのうち、LANに接続している教室数		コンピュータ 現有台数	LAN接続し ている台数	インター ネット接続 している台 数
	A	B		C	C/A			
全38,474校	室	室	%	室	%	台	台	台
コンピュータ教室	39,639	39,284	99.1%	37,037	93.4%	1,085,672	1,008,080	990,818
普通教室	461,417	67,909	14.7%	134,738	29.2%	84,508	73,092	73,658
多目的教室	36,232	3,444	9.5%	9,351	25.8%	13,909	9,810	9,653
75条学級教室	28,450	6,642	23.3%	6,597	23.2%	8,443	3,809	3,861
理科室	55,521	5,320	9.6%	15,330	27.6%	8,768	5,562	5,637
音楽室	44,187	2,002	4.5%	8,781	19.9%	2,381	1,755	1,786
図工/技術/美術/書道室	55,682	2,163	3.9%	11,157	20.0%	3,029	1,972	1,903
家庭科室	49,566	1,998	4.0%	10,637	21.5%	2,838	2,155	2,030
外国語教室	4,692	723	15.4%	1,526	32.5%	5,536	4,201	3,878
視聴覚室	16,075	2,257	14.0%	4,744	29.5%	19,062	15,289	15,787
実習室	32,532	3,793	11.7%	10,052	30.9%	37,166	23,300	18,029
教科準備室	130,891	18,212	13.9%	25,550	19.5%	31,290	20,152	19,139
学校図書館(室)	39,296	14,839	37.8%	15,397	39.2%	38,072	28,893	30,383
進路資料・指導室	11,487	4,737	41.2%	5,053	44.0%	10,904	7,971	7,989
自立学習室および準備室	5,865	739	12.6%	1,304	22.2%	1,402	693	665
校長室	36,654	9,835	26.8%	14,697	40.1%	9,952	8,102	8,434
職員室	41,718	38,105	91.3%	31,850	76.3%	152,166	111,715	109,199
保健室・教育相談室(心の教室)	51,894	10,499	20.2%	13,522	26.1%	11,006	6,987	6,911
事務室	20,143	15,174	75.3%	10,683	53.0%	32,735	20,430	21,159
その他	63,592	7,171	11.3%	12,693	20.0%	23,755	12,736	12,246
合 計	1,225,532	254,846	20.8%	380,699	31.1%	1,582,594	1,366,704	1,343,165

注1)「75条学級教室」とは、学校教育法第75条第1項各号に該当する児童生徒で編制されている学級の教室を示す。

6) <<http://www.nicer.go.jp>>

ける法学教育にも変革が求められることとなる。

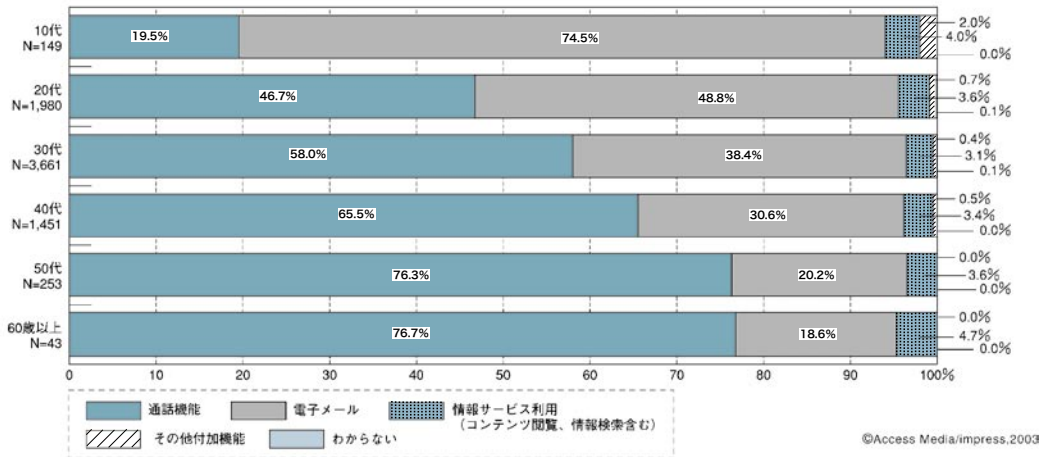
1-3. 世代間の特徴

近時のめざましいインターネット普及を推進させる要因は、コンピュータの家庭への普及だけではなく、もう一つの大きい要因は携帯電話の普及である。特に、10代、20代における携帯電話の普及率および携帯電話によるインターネットアクセス（グラ

フ4参照）およびメール利用には注目する必要がある。これは他の世代にはみられない現象であり、10代、20代は携帯電話世代と言えよう。この携帯電話世代は、携帯電話でメールを送ることが日常生活にとけ込んでおり、無くてはならないものとなっている。つまり若者世代には、日常、手書きの手紙を書くよりも携帯電話のメール機能を使うことが圧倒的に多く（グラフ3参照）、携帯電話からの入力による文書作成

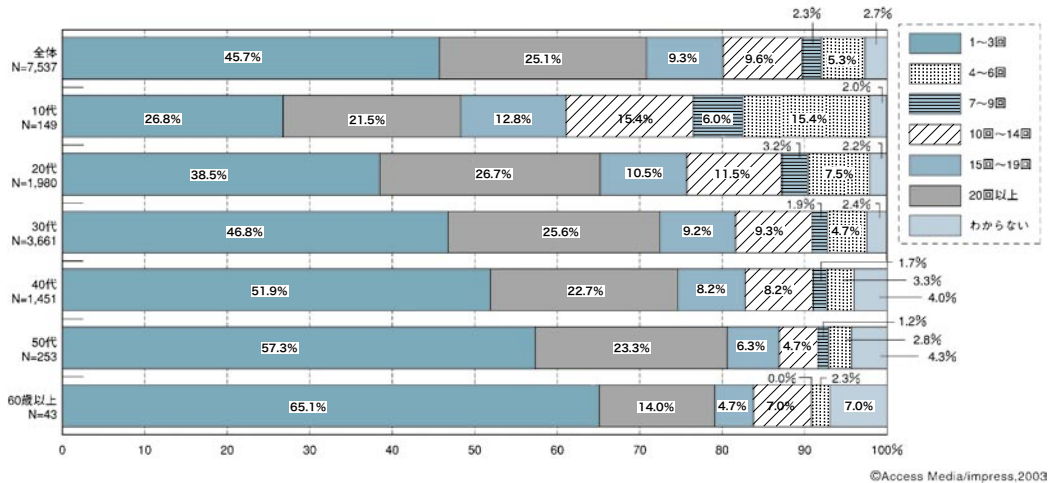
グラフ3 インターネット白書2003年版より

資料2-7-6 年代別 携帯電話・PHSの主な用途



グラフ4 インターネット白書2003年版より

資料2-7-9 年代別 携帯電話・PHSの1日当たりの平均インターネット利用回数



が大きなウェイトを占めている。携帯電話による文書作成時に行う文字入力、電話番号入力用の数字キーを応用したものを使用し、キーボードのブラインドタッチほどの高速な文字入力ができるわけではない。また、携帯電話のメールは非常に安価に情報を送ることができるので多用される。よって、携帯電話世代のコミュニケーションは、短文を何度もお互いに交換しあうという形態をとっているのが特徴である。この携帯電話世代に対応していくことが、法学教育においても求められる点となるであろう。

2. 手書きvs.コンピュータによる文書作成

われわれは様々な場面で文書作成を行う。日常生活において目にする文書でもコンピュータを使ったワープロソフトウェアによって作成された文書がほとんどであり、手書きの文書は徐々に減りつつある。ワープロでの文書作成のみならず、メールなどキーボードを使った文書作成も日常化している。つまり、コンピュータの普及は、われわれの情報処理方法に大きな変化をもたらし、ペンからキーボードへと文字入力方法のシフトを起こしている。

ここで考えたいのは、文書を作成するのに「手書き」と「ワープロ（ここではコンピュータを使った文書作成と同義）を使った文書作成」ではどのような違いがあるかである。少数派となりつつある「手書き」は完全にワープロに置き代わってしまうのか、それとも両者が併存し続けるのかを検討したい。

2-1. 文書作成効率対比

文書作成・編集という作業におけるコンピュータ、特にワープロとしての文書作成支援機能には様々なものがある。このような機能を使いつつ文書を作成することが、手書きよりもどのような、メリット・デメリットがあるのかを検討してみたい。

2-2. メリット

まずは、ワープロを使った文書作成のメリットである。このメリットが手書きのデメリットとなる。(A)省労力、(B)表現力の増大、(C)多彩な編集機能、(D)文書作成後の保管、(E)省資源の5点から列举してみたい。

(A) 省 労 力

(A1) 文書作成におけるワープロの利用は、清書しなくてもきれいな文書が書ける。手書きの場合は、推敲を重ね最終的に清書する必要があるのに比して、この労力を省くことができる。

(A2) 編集が可能であり、文章を間違えて入力しても簡単に書き直すことができる。文字や文書の挿入、削除、入れ替え、用語の統一という作業が簡単にできる。

(A3) 手書きに比べると、長文作成でも疲れない。ペン書きのように、長時間は続けられないような作業量でもキーボード入力なら、少ない労力で多くの文字を書くことができる。

(B) 表現力の増大

(B1) 通常では使えないような難解な文書表現や漢字を使うことができる。たとえば魑魅魍魎（ちみもうりょう）、葡萄（ぶどう）、檸檬（レモン）のように手書きでは画数が多すぎて敬遠しがちな単語

も、かな漢字変換機能（IME: Input Method Engine）を使うことにより容易に表記できる。

(B2) かな漢字変換機能を使うことにより、定型句などを瞬時に呼び出すことができ、いちいち辞書を引いて言葉を確かめる必要がなくなる。

(B3) 他の情報を取り入れやすい。たとえばインターネットに接続していれば、インターネット上の情報を簡単に文書中に貼り付けることができる。

(C) 多彩な編集機能

(C1) ワードプロなどに付属する文書作成支援機能を使うことにより、誤字脱字を防いだり、文法的な間違いを正したり、表記のゆれを訂正したりすることができる。

(C2) より高度な文書が少ない知識で作成できる。特定の専門分野についての知識が無くとも、テンプレート、書式集、雛形などを利用することにより、定型文が作成できる。

(C3) カット＆ペーストにより自在な文書編集が可能である。紙を切り貼りすることと同じ操作が電子上で行え、作成中の文中に他から持ってきた文章を貼り付けることができて便利である。

(C4) 英語のスペルチェックもしてくれる。ワードプロの機能に依存するが、日本語の表記をチェックしてくれるものもある。

(C5) マルチメディア化した文書を作成することができる。たとえば音を出す、ビデオ画像を出すという表現力豊かな文書を作成することが可能となる。

(C6) 文字の検索ができる。多くの文字中から、修正箇所や言葉のゆれを探し出す

のには便利な機能である。

(D) 文書作成後の活用

(D1) どのようなフォーマットでも出力でき、どのようなメディアにも載せることができる。たとえば、自分の作成した文書をインターネット上のホームページに載せたければ、簡単にHTMLファイルに変換でき、公開することができる。

(D2) 一度作成した文書を何度でも使い回すことができる。

(E) 省資源

(E1) 電子情報として記憶されるため、保管場所をとらない。作成された文書は、すべて電子的なファイルとして保管される。百科事典でもCD-ROM一枚の中に収まってしまう。

(E2) 紙という地球資源の消費を減らすことができる。紙に印刷しなくともよい場合は、文書ファイルのやりとりだけで済む。

(E3) 複製しても劣化しない。デジタル情報なのでコピーによる劣化は無い。

(E4) 出版する場合でも費用が安くすむ。また少数の印刷物なら個人的に作成し配布可能である。自費出版などのように商業ベースに乗りにくい出版物で出版費用を下げるためにはとても重要となる。

(E5) メールに添付して送れば、コストなしで瞬時に相手方に送ることができる。ファックスよりも、再加工できるという意味で便利である。

2-3. デメリット

次にデメリットである。ワードプロによる文書作成の問題点であり、同時に「手書きの良さ」になる。(F)操作の煩雑さ、(G)没個性の2点を挙げたい。

(F) 操作の煩雑さ

- (F1) コンピュータもしくはワープロ専用機がなければ作成できない。つまり電源がなく、コンピュータ等が動作しない場所では使えない。
- (F2) 操作を覚えなければ使えない。誰でも覚えらるる程まだ簡単なものではない。とくにキーボード入力を使いこなすためには、タイピングを覚える必要があり容易ではない。
- (F3) ワープロという機械は、安価になったとは言え、まだまだ簡単に購入できる値段ではない。
- (F4) 走り書きやメモ、地図といった図柄、似顔絵といった線面を書くには使いづらく、手書きの方が速くて便利である。
- (F5) 電子文字で記録された文書は不可視であり、ディスプレイに表示するか印刷しないと読めないのは不都合である。

(G) 没個性

- (G1) 文書が画一化された表現になり個性がなくなる。自分なりの言葉が出てこない。
- (G2) 文書を画面上でも、印刷されても、手書きにみられる癖字や達筆を表現することができない。
- (G3) ワープロの弊害として、都合の悪いことは簡単に削除でき、後に修正がしやすいことがかえって、自分なりの文章、個性有る文章を作成する妨げになる。
- (G4) 漢字が書けなくなる。いつも、かな漢字変換装置に依存して文章を書いている

ると手書きの時に、漢字は読むことができるが、書くことができなくなる⁷⁾。

このようなメリット・デメリットを比較衡量しても、メリットが上回るからこそ、ワープロの普及があるわけである。よって今後は、デメリットをどのように克服していくかが課題となろう。

文部科学省は「これからの時代に求められる国語力について」⁸⁾において、「情報化の進展と国語」という項目で次のように指摘している。「情報化の進展によって、多くの人々が膨大な情報に日々接している。これらの情報を適切に活用する能力、具体的には、膨大な情報を速やかに処理・判断する能力、必要な情報と必要でない情報を選択する能力、多くの必要な情報の中から本質をつかみ取る能力、また、限られた時間の中での的確に文章をまとめて自らの情報を発信する能力などがこれまで以上に求められる。さらに、インターネットなどで、断片的に流れる情報を体系的に『組み立て直す力』も必要である。これらの力を伸ばす上で、国語の運用能力や読書などによって培われた大局観が根幹となることは言うまでもない。」ここで指摘されているのは、学校教育における国語教育のあり方であるが、高度情報化社会におけるコンピュータ・リテラシーの指針としても重要なものであり、正しい日本語の教育は今後も必要である。コンピュータを使った文書作成の優位性を前提とするのであれば、漢字の学

7) 『河北新報』2003年9月15日：書評欄では、「(月刊「しにか」9月号)が実施した調査で、パソコンを使いだして漢字を忘れるようになったという回答が年代を問わず多数寄せられた。漢字受難の時代と言えるが、京大大学院教授の阿辻哲次氏は、パソコン使用で以前に比べ文章を書く機会が格段に増えたことと現状を歓迎し「度忘れ」防止には手書きの反復訓練しかない」と断言する。」<http://www.taishukan.co.jp/kanji/sinica_on_media.html#030915kahoku>

8) <http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03120101/001/002.htm>

習においても「多くの漢字が書ける」ことよりも「より多くの漢字が読めて意味がわかる」ことの方が重要である。手書きで漢字が書けなくなるデメリットよりも、漢字が読めず意味がわからず、文字がキーボード入力できないことの方が重大な問題となろう。

また没個性の問題においても、コンピュータの技術的進歩により解決できる点もある。つまり、個人の癖字体をコンピュータのフォントとして登録して印刷時や画面表示に使うという技術も今後は開発されるであろう。また達筆を表現できないことは一方で悪筆を救っていることになり一概に欠点とはいえない。またコンピュータ・インターフェイスが今後改良され、ペン書き入力も実用化レベルに達すれば、操作の煩雑さもクリアできると思われる。

文書作成において、ペンかキーボードかの選択は、今後は場に応じて選択すべきものであろう。かつてペンが普及し始めた頃に毛筆書きにこだわる人からは、ペン書きにより日本語が台無しになるという批判を受けたが、そのような批判はあたらず結局ペン書き・鉛筆書きの優位さは不動のものになった。そして毛筆書きは書道という形で生き続けている。よって、コンピュータによる文書作成が今後更に一般化していても、手書きにメリットが有る以上は消滅しないと思われる。

2-4. 手書き、キーボード、携帯電話

ここまで、手書きとコンピュータによる文書作成（キーボード）による文書作成について考えてきたが、現在の10代20代の

世代に広く浸透している携帯電話による文字入力方法を考えてみたい。最近の高校生、大学生は携帯電話（以下ケータイ）をほぼ全員が所持している。このケータイ世代は、上述した「1-3. 世代間の特徴」でも指摘したように、主として、通話、メール、インターネットにケータイを使っているが、なかには、ケータイ内蔵のカメラで黒板に書かれたことやテストの日程、時間割などを撮る、内蔵されている英和/和英辞書を使って授業中に分からない言葉を調べる、ゲームするなどという用途にも用いられており、このケータイ世代には不可欠なアイテムとなっている。広島国際大学人間環境学部の田村博教授の研究によれば、「手書きよりも高速に携帯で文字を書く大学生」がおり、田村教授の実験によれば、「携帯とパソコン、手書きのそれぞれについて文章の入力速度も計測した。大学2年生200名を被験者に、ローマ字文を下書きし、携帯電話に入力したりパソコンに入力したりしてそれぞれの速度を計測した。結果、パソコンでの入力は平均16.6分（標準偏差6.3）だったが、携帯電話では平均23.6分（標準偏差7.7）。さすがにパソコンのほうが入力速度は速いが、手書きと比較すると『手書きの清書よりもケータイのほうが速い人が（予想以上に）これだけいる』という結果（63人中8人）になった。」⁹⁾としている。キーボードによる文字入力に慣れている世代には信じられないことであるが、ケータイ世代には、携帯電話の12個ほどのボタンを使い文字入力をする方が速い者が多くいるのである。よって今後は試験というものを考えるとき、コンピュー

9) <http://www.itmedia.co.jp/mobile/0304/25/n_daigaku.html>

タだけを視野に入れるのではなくケータイという入力デバイスをも視野に入れる必要がある。

3. 試験におけるコンピュータ利用

これまで「試験」という言葉から連想されるものは、筆記試験であり、手書きの文字を答案用紙に書くというものが一般的であった。そこで、これまで社会で一般に行われてきた筆記試験等を、コンピュータを使って行うとどうなるかを検討したい。そこでまずは、試験制度そのものに対する基本的な理解から始めたい。

3-1. 試験とは

まずは、そもそも試験とは何であり、何のために行うのかを考えてみたい。試験の歴史を振り返ると、中国の科挙¹⁰⁾にたどり着く。「試験は、人間の能力・資質の評価方法の一つである。その起源は、成人としての能力の有無をためすための通過儀礼(成人式)や、習得した技能の水準を徒弟、職人、親方などの身分・資格認定の条件とする徒弟制度などに求めることもできるが、現代社会における独自の社会制度としての試験の源流は、6世紀にはじまる中国

の〈科挙〉にあるとするのが、ほぼ定説になっている。」¹¹⁾ 試験はこの科挙制度が、「17～18世紀にヨーロッパに伝えられ、そこで社会制度として急速な成長をみ、やがて他の諸地域にも広がっていった。現在では、世界のほとんどの地域の人々が、試験の時代、試験の社会を生きているといっても過言ではない。」「ヨーロッパに移植された試験は、一方では学校や大学のなかにとり入れられ、他方では官僚や専門的職業などの職業資格の賦与の方法として利用されるようになった。そして学校教育制度内部での試験の結果として与えられる学位ないし学歴が、職業資格試験の受験資格と結びつけられるようになったとき(学歴社会)、試験は、人々の社会的な選抜と配分の手段として、産業社会の存続と発展に不可欠の基本的な制度の一つになったのである。」

日本において、国家試験でも最難関と言われる司法試験の目的についてみると、司法試験法第一条は、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。」とし、「学識及びその応用能力」の有無を判定すると規定している¹²⁾。このように国家試験のように資格賦与の前提条件と

10) 科挙制度の問題点指摘は、宮崎市定『科挙史』平凡社東洋文庫470(1897年)305頁以下参照。

11) 世界大百科事典<<http://ds.hbi.ne.jp/netencyhome/>>におけるキーワード「試験」における説明より。この説明は次のように問題点を指摘している。「しかし、現代社会の試験制度の最大の問題点は、巨大化した試験制度の自己目的化と、そうした試験制度への教育、とくに学校教育の従属化にある。教育の成果を評価するために試験が行われるのではなく、試験の準備のために教育が行われるという、目的と手段の倒錯的な関係は、中国の科挙についても早くから知られ、問題にされてきた事実であるが、いま多くの国の学校教育制度について、同様の病理的な過程が進行し、それとともに、子どもや若者たちにとって、試験、とりわけ卒業資格試験や入学試験が、人生におけるきわめて重要な通過儀礼としての性格をおびるようになってきている。すなわち彼らは試験の難関をくぐりぬけ、卒業資格や学歴を手に入れてはじめて、特定の社会集団の成員となる資格を与えられる。」

12) これ以外の国家試験でも、知識とその応用能力の有無を判定することが規定されている。主だったものを列挙する。司法書士法第六条2項3号「その他第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力」の有無を判定する。弁理士法第九条「弁理士試験は、弁理士となろう

しての「学識及びその応用能力」を判定するということは、ある時点においてその能力が備わっているかを短期間に判定するものである。

3-2. 試験の種類と行い方

試験には様々な方法がある。体育や楽器演奏のように、実際に所定の動作ができるかを確認する実技試験の他に、知識を問う筆記試験では、短答式、論述式、レポート課題提出方式がある。また学校教育機関で多用されるのは、講義終了時もしくは講義中に受講者の学習度を測るために行う小テスト、または学期末に学習評価を行う期末試験である。また、試験のやり方としても、持ち込み可試験（Open Exam）と持ち込み一切不可試験（Closed Exam）がある。しかし、資格試験のような国家試験では、筆記試験中心とした、持ち込み一切不可試験で行う場合が多い。より少ない労力で正しい評価を行うことと、多くの受験生に公平を期すためであろう。

3-3. コンピュータによる受験での問題点

試験を大別すれば実技試験と筆記試験に大別できよう。ここではコンピュータによる受験といった場合、筆記試験を中心に考えることとする。コンピュータ上で実技試

験をすることは考えにくいからである。そこで、筆記試験を中心とする試験では、短答式と論述式に分けることができる。短答式はコンピュータを使えば容易に行うことができる。問題は論述式試験であり、やはり手書きが当然となるものをコンピュータによる受験で行うことを検討してみたい。

3-3-1. 不正行為防止

コンピュータによる受験を考える場合、まず考えるべきことは、コンピュータ利用による不正行為を無くすことである。試験における不正行為は、どのような試験においても考慮しなくてはならない問題であるが、コンピュータによる受験の場合での特徴的な問題点を指摘したい。

第一に、不正行為と言えるか判断に迷う点であるが、コンピュータに付属する電卓機能、かな漢字変換機能、なかには英訳機能などをどのように扱うかである。そして文書作成時におけるカット＆ペーストのような機能を使いこなすこと自体が受験者の能力として求められるものとすれば、敢えて不正行為とはしないが、手書き受験と平行して行う場合には、問題となる。

第二に、コンピュータ内のハードディスク上の情報を参照することが問題となる。一切不可試験の場合は、明らかな不正行為

ノとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、次条に定めるところによって、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。行政書士法第三条「行政書士試験は、総務大臣が定めるところにより、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について、毎年一回以上行う」。宅地建物取引主任者法第十六条2項「試験は、宅地建物取引業に関して、必要な知識について行なう」。社会保険労務士法第九条「社会保険労務士試験は、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う」。海事代理士法第五条「試験は、海事代理士の業務を行う能力があるかどうかを判定するため、左の事項について筆記又は口述の方法で行う」。医師法第九条「医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う」。公認会計士法第八条「第二次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、短答式（択一式を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う」。

であるが、持ち込み可試験であれば、問題はない。しかし、通常出題者が試験を持ち込み可試験とする場合、受験者は多くの本を試験場に持ち込み短時間の内に必要箇所を見つけ書き写すことなどできないという前提の下に持ち込み可試験を行うが、コンピュータのハードディスク上には小規模の図書館ほどの本の情報量が入り、これを瞬時に検索できるので、試験勉強をしていなくても、解答用紙を埋めることは簡単にできてしまう。この点は注意が必要となる。

第三に、ネットワークを使った外部との通信が問題となる¹³⁾。試験会場にコンピュータを持ち込んでの試験の場合、無線LANやPHSカードを使うことにより、イ

ンターネットにアクセス可能となり、外部から情報を得ることが可能となる。具体的には、まずインターネット上の情報源を検索することにより、模範解答を見つけ出し解答用紙にカット&ペーストして貼り付けることができる。そして、メールやチャットを使い外部と通信して解答を聞き出すことも可能となる。

第四に、本人ではない者が受験するという「なりすまし」の問題である。これは現在行われているあらゆる試験でも悩む問題であるが、特に遠隔地教育での試験の場合などは、本人確認の問題は重大である。現在、コンピュータではIDとパスワードによる認証で本人確認を行っているが、これ

表3

		受 験 場 所 区 分	
		試 験 会 場 受 験	自 宅 受 験
受験用コンピュータの所有者区分	個人所有	I型 自分のコンピュータを会場に持ち込んで受験する。自由度の高い受験環境が可能となる。不正行為を回避するには、持ち込みコンピュータをチェックするなど手間がかかる。	II型 自宅のコンピュータを利用して、WBT (Web Based Testing) で受験する。本人確認、不正行為防止などの問題点が多い。受験生には場所の移動がないので、負担が軽い。継続的に学習成果を計るのに向いている。
	試験主催者	III型 会場に設置されたコンピュータを使い受験する。受験生全員が同一の環境で受験できる ¹⁴⁾ 。不正行為を行いにくい。会場準備などに非常にコストがかかる。	IV型 指定されたコンピュータを使い自宅で受験する。あまり意味が無く、実用性に乏しい。

13) 不正行為の一助となるサイト（英語）としては、<<http://www.cheathouse.com/>>がある。このサイトに行けば過去に作成されたあらゆるジャンルの優秀なレポートがデータベース化されており、コピー&ペーストすれば、簡単に優秀なレポートが作成できてしまう。

14) 試験会場で一堂に会することは、受験者全員が同一の条件で受験することで公平性を保てる。もちろん同一教室といっても1教室では受験生全員が収容不能な場合、複数の教室に分かれるために同一の環境ではないという問題も指摘されるところである。これは、同じ教室内でも窓際か真ん中か、着座場所が前方か後方かでも違いはある。しかしこれらは現在の試験制度に置いては公平性の誤差の内に含まれている。たとえば司法試験のように真夏に長時間行われる試験では、北海道と九州では気温差・湿度差が影響することは否めない。よって試験会場受験なら必ず受験者全員が同じ条件で受験できるわけではなく、多少の誤差はあるが、それが許容範囲と考えられているのである。

では十分ではない。適正な評価を行うという意味で、受験者本人を確認することは非常に重要で、多くの受験者の解答を取り間違えらるといったミスも回避することが重要である。本人確認の大きな問題は、コンピュータを使った試験の場合、試験の流れのなかで最初に本人確認を行うが、試験を行っている間には本人確認が行われず、つまり最初の本人確認をクリアできれば、後は別人が受験可能となってしまうという欠点にも配慮が必要である。

3-3-2. 受験する場

ユビキタス・コンピューティング¹⁵⁾に代表されるように、どこでもコンピュータが使えるようになるのであれば、自宅から受験したいという要望は無視できない。これに対し試験会場で受験する場合も、コンピュータを使うとなると、コンピュータ持参によるか、それとも試験主催者側が用意する設置済みコンピュータによる受験と二分される。このパターンを表3に、それぞれⅠからⅣ型に分類し、問題点をまとめた。eラーニングといった遠隔地講義の場合には、Ⅱ型を取ることもなろうが、国家試験のような場合は、Ⅰ型かⅢ型になろう。

4. CBLT (Computer Based Legal Testing)

コンピュータを使った学習方法が、スタンドアロン形式のCAIからネットワーク環境を利用したeラーニングへとシフトし、WBT (Web Base Training) が一般化するなかで、コンピュータを使った試験、CBT (Computer Based Testing)¹⁶⁾はもはや避けられない流れである。以下に、コンピュータによる試験とくにコンピュータによる法学試験CBLT (Computer Based Legal Testing) について検討してみたい。

4-1. コンピュータによる試験

政府の掲げるe-Japan構想からすれば、あらゆる文書を電子文字化して文書作成効率を上げ、ひいては事務効率の簡素化、効率化を図ることが不可欠となろう。コンピュータが更に普及して行けば、社会で使われるどのような文書もコンピュータ上で作成され、インターネット上のWebで公表する、メールで送る、メールに添付する等の手法でもって、情報の交換・共有を図っていくことになるのは当然と言える。作業効率を優先する実務という分野では、手書きは放逐されメモを取る程度に限定さ

15) 坂村健『ユビキタス・コンピュータ革命一次世代社会の世界標準』角川書店（2002年）37頁以下参照。

16) CBT時代における教育評価方法として、アメリカの経営学者カークパトリックが1959年に提案した「カークパトリックの4段階評価法」が広く知られている。これは、教育プログラムの改善や教育品質、効率向上のために利用される手法で、以下の4段階の評価により行われる。

- ・レベル1：Reaction（反応）受講直後のアンケート調査等による学習者の研修に対する満足度の評価
- ・レベル2：Learning（学習）筆記試験やレポート等による学習者の学習到達度の評価
- ・レベル3：Behavior（行動）学習者自身へのインタビューや他者評価による行動変容の評価
- ・レベル4：Results（業績）研修受講による学習者や職場の業績向上度合いの評価

れ、全ての文書作成という情報発信はコンピュータによる文書作成に取って代わられるのが時代の潮流と言えよう。

4-2. CBLTの提案

コンピュータを使った試験では、コンピュータの持つ文書処理能力をそのまま使うことができ大変効率的である。これまで試験は手書きの筆記試験を中心として、受験者に筆記解答を余儀なくさせてきたが、ここでコンピュータを使った試験解答を導入することを提案したい。とくに法学に関するあらゆる試験をコンピュータで行うという提案を行い、その問題点を指摘する。ITの恩恵にあずかろうとして法学教育のIT化、効率化を図っても、法学教育が最終的に必要とする試験が手書きを求める以上、手書きを中心とした試験対策をとらねばならない。社会全体が、コンピュータを使った文書作成を前提とするようになれば、試験もコンピュータを使った筆記試験にならなければ、試験がIT化の足かせとなってしまうのである。

4-2-1. バイオメトリクス認証

コンピュータを使う場合には本人確認はセキュリティ上重要な問題である。離れた場所にいる受験者がコンピュータを使った受験を行う場合、本人確認は重要である。従来は、IDとパスワードといったネットワークにログインするときの基本的な認証手段を用いてきたが、これでは確実性がない。そこで最近技術的に実用化レベルになりつつある、バイオメトリクス認証の導入を提案したい。

「バイオメトリクス認証」¹⁷⁾とは、バイオ(生物)とメトリクス(測定学)からの造語であり、人間の個人特有の体の生体的特徴や特性を利用して、本人かどうか判定するというものである。指紋、虹彩、サイン、顔の形、声などを判定材料とする。例えば目の虹彩の特徴をデータベース化し、認証装置を使って本人以外が施設内に入れないようにするという方法である。これはもう既に機密管理を最重要視する軍事施設などでは使われていたが、技術進歩による低価格化により一般に普及し始めている。しかし、判定精度は絶対的なものではないので、複数の判定要素を組み合わせることで精度を向上させることが実用的である。つまり、虹彩の判定だけでなく、併せて、指紋・声紋などの特徴を複数使うことにより認証精度を向上させて本人確認に使うのである。この技術を取り入れ実用化することが、CBLT普及の重要な要素となろう。

4-2-2. 司法試験の現状

法律学における最難関試験である司法試験がこのコンピュータによる試験によりどのように変わるのか、また変わるべきなのかを検討してみたい。手書きからコンピュータを使った文書作成へとシフトする社会環境の中で、この司法試験のあり方が他の国家試験、法学教育手法、法学部や法科大学院での定期試験のあり方に大きな影響力を持つからである。

現行司法試験を考えてみよう¹⁸⁾。司法試験は、第一次試験と第二次試験からなり、後者は、短答式試験、論文式試験、口述試

17) 社団法人日本自動認識システム協会 <<http://www.aimjapan.or.jp>> 参照。

18) <<http://www.moj.go.jp/KANBOU/jinji01.html>> 参照。

験から成る。この試験をコンピュータで行うとして、受験する側と採点する側の双方から考えてみる。多くの司法試験受験生が免除される第一次試験は対象からはずし、第二次試験から考えてみたい。

(A) まずは、短答式試験（平成15年度の場合）である。全国8カ所の試験会場で、例年5月の第2日曜日に、憲法、民法、刑法3教科の択一式問題（5個の選択肢から1つ選択）を、マークシート方式で、各20問ずつ計60問を3時間30分間に、参照物なし休みなしで解く形式の試験である。平成15年度受験者は、45,360名で合格者6,986名、合格率15.4%である。このような一定数の選択肢から一つの正解を出し正答判定を行うのは、コンピュータにはもともと適した作業である。短答式試験合格発表は、毎年6月上旬頃であるから、発表までに4週ほど要しているが、コンピュータを使えばさらに短縮できると思われる。マークシートを回収、読み取りする作業時間だけでも短縮可能となる。問題となるのは、本人確認と操作に慣れるまでの煩雑さである。

(B) 次に論文式試験である。7月の中旬日曜日を挟んで2日間、全国7カ所の受験会場で、短答式試験合格者のみを対象として、1日目、憲法、民法、商法、そして2日目、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法についての論述式問題を解く。各科目2時間2問を1問につき4ページ88行の用紙1枚に手書きで論述解答する。この時、司法試験管理委員会が用意する司法試験用法文（司法試験六法）が参照可能となる。平成15年度論文式試験合格者は、1,201名、合格率17.2%である。合格発表は約3ヶ月後の10月上旬となるが、この期間は採点にか

かる時間による。論述試験に合格すれば、その年と翌年の口述試験の受験資格を得られる。

(C) 最後に、口述試験である。毎年10月下旬の5日間のうち、指定された3日、その年か前年の論文試験合格者のみを対象として、面接による口述試験が行われる。試験科目は、憲法、民事系（民法と民事訴訟法）、刑事系（刑法と刑事訴訟法）であり、試験委員の質問に対し、口頭で答える形式の試験となっている。1日1科目（15分～20分程度、ただし民法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法は、同時に続けて30～40分程度行われる）、司法試験管理委員会が用意する司法試験用法文を参照することができ、法務省浦安総合センター（千葉県浦安市）で行われる。最終合格発表は、毎年11月中旬であり、平成15年度最終合格者は1,170名で、総受験者の2.58%となっている。

4-2-3. コンピュータを使った司法試験

法律実務の世界でも見栄えのよい文書の作成が求められることは当然のことである。裁判実務、法律実務で求められる文書作成では、手書きの文書ではなく、清書された見栄えのよい文書が必要とされている。また電子文字化されたデータで文書のやり取りが可能であれば、法律実務の作業効率が上がるのは当然である。このようなコンピュータ導入の不可避性から考えて、司法試験でコンピュータを使った受験を行う場合はどのようなになるであろうか、以下に検討してみたい。

(A) まずは、短答式である。短答式試験を、コンピュータを使った試験形式で行うことは比較的容易であり、まさに正解不

正解を瞬時に判定できるコンピュータが得意とする試験方法である。具体的には、本人確認作業の後、コンピュータ画面上に問題文が表示され、問題文の後に表示される解答欄から適切な選択肢をクリックして選択させ、解答終了後に確認画面を表示させ確認がすめば、回収するという方法である。この場合も、試験方法をⅠ型にするかⅢ型にするかで、考えなければならない点がある。Ⅰ型のように自分のコンピュータを試験会場に持ち込んで受験する場合は、問題及び解答ファイルの配布回収方法に工夫が必要である。たとえばパソコン検定試験¹⁹⁾のように問題配布と回収をフロッピーディスクで行うという方法も一案である。受験者にはフロッピーディスクの読み書きできるコンピュータの持参を求め、試験会場で問題文の入ったフロッピーを渡し、そのフロッピーに解答を記憶させ提出するという方法である²⁰⁾。また、Ⅲ型のように会場にあらかじめコンピュータが設置されている場合は、設置コンピュータをあらかじめネットワーク接続しておけば、問題配布や解答回収はネットワーク経由で行うことが可能であり、瞬時に採点もすることができ効率的である。しかし、毎年受験者数の5万台程度そのようなコンピュータを設置することは困難であろう。

一つの打開策は、短答式専用のコン

ピュータを開発することである。単純な5肢択一だけを求める機能とするコンピュータであれば、専用の小型機を開発することは可能であろう。これを開発すれば他の国家試験にも流用可能であり、メリットは大きいと思われる。さらに一歩進めて、これまでの司法試験のやり方とは異なる方法をとることにより、コンピュータを使った司法試験の可能性が広がる。つまり、短答式はⅡ型試験により、どこでもいつでも何度でも受験できるようにして、一定の力があると判定されれば、次の論述試験に進めるように変えてはどうであろうか。年数回、短答式試験を、CBT (Computer Based Testing) 形式で行い²¹⁾、一定点に達した者は次の論述試験に進めるとする。受験者数は先着により決め一定数に達すれば次年度に受験してもらおう。よって試験会場は短答式試験受験者数ほどの収容数を必要としなくなり、受験者の試験会場移動という手間が省ける。

(B) 次に論述式試験である。まずは、試験会場受験を前提として考える。Ⅰ型の受験であれば、持参したコンピュータを使って論述解答させることとなる。自分の日頃より慣れ親しんでいるコンピュータを使って、文書作成ができることは好ましい。問題文の配布はフロッピーで配布し、解答もフロッピーで回収することが現実的であ

19) パソコン検定協会主催の「ITスキル評価基準」を統合・体系化した資格試験であるパソコン検定試験(P検)では、全国全都道府県に配置されたデジタルテストセンター(PASS認定試験会場)に設置されたコンピュータを使いCBT(Computer Based Testing)方式による試験を行なっている。<<http://www.pken.com/index.html>>参照。

20) たとえば文部科学省後援のビジネス文書検定では、パソコン上のワープロソフトを利用した受験を前提としているため、データのやりとりをすべてフロッピーディスクで行うように徹底している。この検定では、「機械を借用して受験する」と「機械を持ち込んで受験する」の両方が可能である。<<http://www.kentei.ne.jp/wordpro/15henkouten/bunsho.html>>参照。

21) CBTで有名なのは、ETSが行っているTOEFL-CBT(Computer-Based TOEFL)である。<<http://www.toefl.org/>>しかしこのCBTは2003年6月をもって終了した。その理由は参加者が少ないということとなっているが真意は不明な点が多い。<<http://www.ets.org/center/faq.html>>参照。

る。将来的には、無線LANなどで会場でのアクセスポイントにログインして、問題配布、解答回収をネットワーク上で行うことも可能であろう。しかしこのⅠ型の受験であると、Ⅱ型と同様やはり本人確認の問題と不正行為防止が大きな問題となるので、敢えて会場受験とするⅢ型を提案してみたい。つまり、この論述試験でも、専用のコンピュータを開発するのである。筆記試験に特化したコンピュータ、「司法試験用コンピュータ」の開発である。文書作成機能と司法試験用六法の機能だけを使えるようにしたコンピュータで、ネットワーク接続可能時に問題配布解答回収を行うようにする。いずれにせよ、論述解答された答案を採点するには、採点者が読むことが必要になるので機械的に判別することはできない。文章の判読をコンピュータ化するには更なる技術開発が必要である。このような司法試験用コンピュータが安価に作成できるようになれば、さまざまな法学教育の場面でも利用可能となり、法曹養成のみならず、法学教育一般に大きな変革をもたらすことができる。

(C) 最後に、口述試験である。口述試験は、司法試験法第6条5項が規定するように、「知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、推理力、判断力等の判定に意を用いなければならない」という趣旨を反映させ、人と人が相対した場における試験であるので、コンピュータを

使った試験にはなじみにくいものと考えられよう。たとえば、コンピュータを通しての試験となると遠隔地間での会話となろうから、この場合はビデオ会議のように試験官と受験者を結んで対話をして試験をすることとなる。この場合いくつかの問題がある。まずは、これで口述試験の目的にかなう試験ができるかである。口述試験の目指すものは、受験者の法律知識を口頭で答えさせて、その知識力、判断力を見るだけでなく、対人関係を築けるか、人との対話ができるかである。人との関わり合いを前提とする法曹には対話能力は不可欠である。つまり現状のビデオ会議の延長上にある遠隔地間を結ぶコンピュータ対話では、相手の身振り、質問に返答する様子、相対交渉能力などを見ることが十分にできないのではないかという疑問である。しかし、これは技術次第であり、複数のカメラで受験者を撮影し、面接における対話を全て録画し保存できる。そして短時間でなく複数回にわたり長時間の面接を行うことも可能となる。保存された動画ファイルは多くの面接官で回覧して判定することも可能となる。つまりコンピュータを使うことにより、新しい面接方法が可能となり、試験の効率化を図ることができるのである²²⁾。

現状の司法試験をコンピュータに載せるという観点からは、今のコンピュータ技術では困難な点が多い。たとえば本人確認、

22) この他に、コンピュータを使った試験形式を提案してみたい。まず、ネットワーク上でチャットや掲示板を使った試験形式である。たとえば、複数の受験者を一度に面接する集団面接において、与えられた一つのテーマについて各受験者がチャットや掲示板を使って意見を述べ討論するという形での試験も可能である。チャット機能を使った試験であれば、受験生が、すべて同じチャットルームに入り、与えられたテーマについて自分の意見を即座に答えていき、他の受験者の意見に対する批判を求めることで受験生相互間で討論させ、討論内容を試験官が採点するという方法である。これを進めて、ビデオ会議のように遠隔地にいる受験生をコンピュータ・ネットワークで結び、会話による討論、チャットを組み合わせた形での遠隔地集団面接を行う方法も考えられる。

不正行為回避、導入コストなどにおいて困難な点が多い。また現状でのコンピュータ技術を十分利用できるように、司法試験制度を変えていくという発想も本末転倒であろう。しかし後者の観点は、司法試験制度そのもののあり方に幾つかの示唆を与えるものであり、これから始まる新司法試験には大いに参考にしてほしい点もある。試験制度は筆記を中心として発展してきた。ITの普及により社会が変わりつつあるなか、旧態依然とした試験制度を堅持していくことにはさほどの意味を見いだせない。コンピュータを使った司法試験を実現することが、司法制度改革の起爆剤となることを切に願っている。平成18年から始まる新司法試験²³⁾では、この点が考慮されることを期待したい。

4-2-4. 大学の講義における定期試験

大学における期末試験を考えてみよう。現在、大学で一般に行われる定期試験は、筆記試験とレポート試験に大別される。後者の定期試験としてレポート提出を求める場合は、コンピュータを使うかどうかは受験者の選択の問題である。問題となるのは、前者の筆記試験の場合である。筆記試験は通常、学期末に受験者が受験会場となる教室に一堂に会し（多人数の場合複数教室を使う場合もある）、互いに解答を見られないような距離を取って、指示された持ち込み可能物件を使って、指定時間内に、配布された解答用紙に、手書きで筆記解答するという方法が一般的である。この場合

は、I型もしくはIII型を選ぶこととなる。III型を取る場合も、大学がノートパソコンを学生に配布して講義を行う場合は、受験者は使い慣れたコンピュータで受験することとなり実現しやすい。I型の場合であると、持参するコンピュータの動作確認や不正行為防止対策などで手間がかかる。いずれにせよ、行われる試験の受験者数、試験場の規模、講義科目の性質などによって、うまく使い分けることで実現可能と思われる。つまり、継続的に受験者の学習進捗度を測ることにより成績評価をする場合はII型が好ましい。しかし学期末に一回だけの筆記試験で学習成果を計る場合は、III型が好ましいといえる。ここでも「司法試験用コンピュータ」が利用可能である。

おわりに

コンピュータを使って試験を行うこととなれば、意味のないコンピュータ操作に習熟するという新たな学習努力を要求され、受験生はさらに余計な負担を強いられて問題であり、コンピュータに得意な者とそうでない者との間で不公平が生じるのではないかと批判されるかもしれない。しかし考えて頂きたい。法学教育という場面、特に法曹養成という場面においてでも、コンピュータを操作できない社会人、法曹がこれから必要とされるであろうか。もう既に社会ではOA化はあたりまえのこととなり、裁判実務へのコンピュータ導入が加速されるのは政府の施策でも明らかであ

23) 新司法試験の概要については<<http://www.moj.go.jp/SHIKEN/shinqa01.html>>参照。

る²⁴⁾。このような時代潮流のなかで、コンピュータでクリックする、文書を作成する、メールを送るといった、コンピュータ・リテラシーとしても最も基礎中の基礎すらできない法曹が、これからの情報化社会で十分な活動ができるとは思えないのである。コンピュータを試験に使うことにはさまざまな困難や抵抗があろうが、これからの社会に役立つ法曹を養成するという意味では、その関門である司法試験といった国家試験がまず、コンピュータによる試験を積極的に導入することにより、電子政府を目指すe-Japan戦略そして司法制度改革が前進するのではないだろうか。こうした試験制度におけるITの活用および実用化についての研究をもっと深める必要があろう。今後の課題としたい。

24) 2002年6月5日発行の「全司法新聞」は、裁判実務におけるITの遅れを次のように指摘している。「OA専門部課の設置については、現状の制度調室やOAサポート事務担当者の態勢の強化を強調して、「(要求は)ひとつの選択肢ではあるが、財政状況からは困難」としています。速記官のパソコン配布については、印刷用は足りていると不当な姿勢を強調し、端末パソコン一人一台配布についても、その効果や余力の活用の検討が必要として明確な回答を避けています。」<<http://www.zenshiho.net/news20020605/news2002060502.html>>